

「かわまちづくり」支援制度の推進に向けて

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 企画専門官 森久保 司

1. はじめに

我が国では、古くから河川を中心に人々の生活が始まり、固有の風土が形成され、それぞれの時代背景や地域特性に応じて、河川と地域との密接な関係が築かれてきた。

人は、川の水を稲作に利用し、漁業や鵜飼といった地域の産業や文化を生み出してきた。また、河川は物資や文化を運ぶ主要な経路となり、町並みや地域の景観の形成に重要な役割を果たし、文学や絵画等の創作活動の対象となるだけではなく、川遊びや釣り等を通じて日常的に人々に安らぎやうるおいを与えてきた。

しかし、近代以降、水田の減少、近代的な上下水道の整備及び舟運の衰退により、また高度経済成長期には、人口急増や治水対策優先の河川整備に伴う都市部の河川環境の悪化やアクセス性の低下により、人々の生活や地域と河川とのつながり・ふれあいが薄れ、河川は人々から遠い存在となってしまった。

そうした中、まちづくり等と一体となって、河川と地域の密接な関係を再構築しようという取り組みを支援するために、平成21年度から実施されている「かわまちづくり」支援制度を紹介する。

2. 「かわまちづくり」支援制度について

(1) 制度概要

国土交通省では、昭和60年代から、各時代の情勢に応じて「ふるさとの川整備事業」や「桜づつみモデル事業」等の多種多様な河川事業制度によって、地域の河川利用を推進する取り組みを支援してきた。

平成21年度に創設された「かわまちづくり」支援制度は、それまでの各種事業制度を発展的に統合して誕生した。「かわまちづくり」とは、河川空間とまちの空間の融合が図られた、良好な空間形成を目指す取り組みをいう。当該支援制度では、観光等の活性化につながる景観・歴史・文化等の地域の「資源」や地域の「知恵」を活かし、市町村等が河川管理者や地元住民と連携して作成する水辺の整備・利活用計画（かわまちづくり計画）に基づく取り組みに対して、河川管理者がハード・ソフト面での支援を行

うものである。従来の各種事業制度では、拠点や個別区間での利活用増進を目標としたハード整備による支援が主だったのに対し、「かわまちづくり」支援制度では、より広域の「まち全体」を視野に入れ、地域活性化に資する河川空間利用を支援することを目指している。

(2) 対象河川と推進主体

当該制度の対象河川は、一級河川、二級河川及び準用河川である。取り組みの推進主体は、市町村及び河川管理者、または市町村を構成員に含む法人格なき協議会及び河川管理者である。

(3) 「かわまちづくり」支援制度活用の流れ

①かわまちづくり計画作成

まちづくりの主体である市町村等が中心となり、河川管理者や地域住民と連携して、水辺とまちづくりに関する基本方針やハード・ソフト支援事業の内容等を含む「かわまちづくり計画」を作成する。

②制度への登録

市町村等が、国土交通省水管理・国土保全局長に「かわまちづくり計画」の登録申請を行う。

水管理・国土保全局長は、計画にある支援事業の内容について、実施の効果、市町村等及び地域住民の熱意の高さ、関係者の役割分担と実施体制の確保等の実現可能性等を勘案のうえ、当該かわまちづくり計画を登録する。

③事業の推進

かわまちづくり計画に沿った事業の推進にあたっては、河川管理者がソフト、ハード両面の支援を行う。

(4) ソフト面からの支援

当該支援制度における河川管理者からのソフト面からの支援としては、民間事業者による河川敷のイベント開催やオープンカフェ等の利用を推進するため、河川敷地の占用に関する規制緩和（従前は、河川敷地の占用主体は、公共性、公益性を有する者等に限定されていたが、河川占用許可準則を改正し、営業活動を行う事業者等による利用を可能にした。）の適用、河川管理施設等構造令の適用緩和の積極的支援や、市町村等の創意溢れるアイディアの実現手法に関する助言等がある。

(5) ハード面からの支援

市町村等がかわまちづくり計画に位置づけられた水辺整備をまちづくりと一体的に行う際に、河川管理上必要な施設を河川管理者が整備できることとしている。たとえば、河川管理用通路の整備にあわせ、遊歩道やサイクリングロードとしても活用できるようにしたり、局所洗掘防止のための護岸整備にあわせ、親水性を向上させたりすることなどが可能である。

3. 今後の制度の運用について

平成25年3月末時点で、115のかわまちづくり計画が登録されており、各地域の特性に応じた様々な取り組みが進められている。全国各地での「かわまちづくり」の取り組みの推進により、まちや河川の環

境や景観の改善、水辺の利用者数や関連イベントの増加等の効果が発現されており、地域の活性化や経済的な波及効果も報告されている。

魅力ある地域づくりと地域の活性化のためには、地域の発意による取り組みを効果的に支援していくことが重要である。そのため、市町村等への当該事業制度の周知を図るとともに、制度の活用が地域にもたらす効果や制度活用の具体的なメリット等を分かりやすく説明し、河川管理者によるきめ細やかな支援ができるよう努めていく。

4. “まちの顔” となる水辺整備に向けて

世界の名だたる都市には、川と周辺の街並みが一体となって美しく品格のある空間が形成され、都市を代表する顔として多くの人々に親しまれている。

我が国でも、江戸時代には、大川（現在の隅田川）

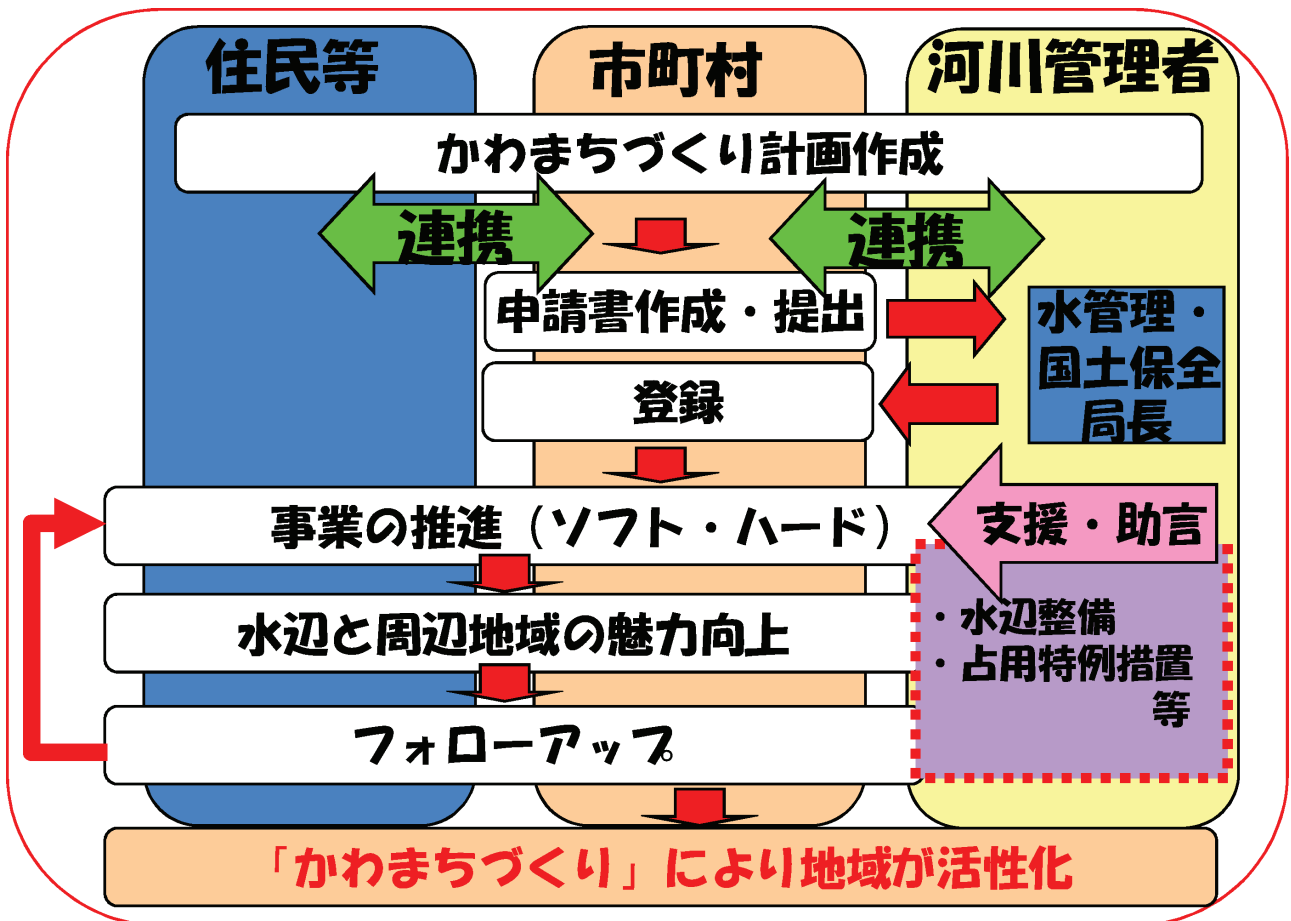


図-1 かわまちづくり支援制度のスキーム

を中心に江戸の賑わいを描写した浮世絵がたくさん描かれていたように、川そのものが周辺の街並みと融合して、都市を代表する風景が形成されていた。

近年、川が本来有している“まちの顔”としての機能や観光資源としての機能に再度注目し、かつての水辺の賑わいを復活させる動きが出てきている。

「水都」大阪では、府、市、経済界、国等が連携して、水辺とまちの回遊性の向上を図るための遊歩道、

川沿いのレストランなどの交流拠点、船着場等のインフラを整備するとともに、市民・企業によるイベントやマルシェ、オープンカフェ、川床の設置、水辺のライトアップなどによる利用促進を図りながら、美しい景観、賑わいなどの水都の魅力を活かした「水と光のまちづくり」を推進している。

また、東京の隅田川でも、堤防の管理用通路の上部空間を活用して川床を設置し、飲食店の営業を行



北浜テラス（大阪・土佐堀川）

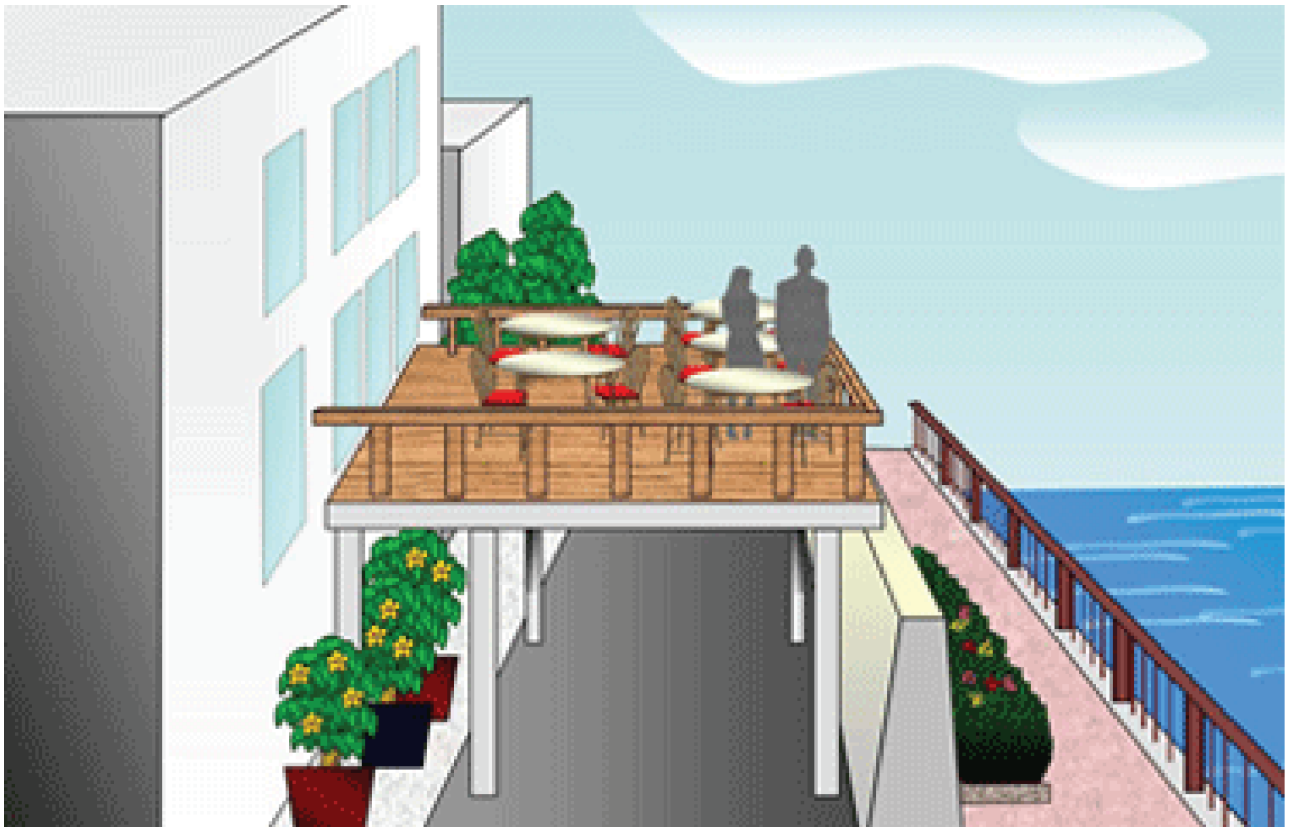


とんぼりリバーウォーク（大阪・道頓堀川）

う“かわてらす”の社会実験を行うとともに、川沿いの河川敷地にある墨田公園内にオープンカフェを設置することとしている。東京スカイツリーの開業等により、隅田川に対する観光資源としての期待が更に高まっているところであり、隅田川を中心とした賑わいある水辺整備を進め、水辺の更なる魅力向

上と地域の活性化を目指していくこととしている。

民間活力を最大限に引き出し、“まちの顔”としての水辺が観光資源として活用され、人と活力を惹きつける魅力ある空間が形成されるよう取組が全国に展開されるよう努めて参りたい。



かわてらす設置イメージ